

建築工事届及び建築物除却届を提出してください

10㎡を超える建築物を建築又は除却しようとする場合には届出が必要です。

【届出が必要な場合】

1, 建築物の建築（新築・改築・増築・移転）をしようとする場合で、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの

→「[建築工事届（第40号様式）](#)」を、建築確認申請書に添付して、建築主事又は民間確認検査機関へ提出してください。

（※ 都市計画区域外で建築確認申請が不要な場合・・・当該工事を行う前に、建築主事へ提出してください。）

2, 建築物の除却（解体）をしようとする場合で、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの

→「[建築物除却届（第41号様式）](#)」を、除却（解体）工事を行う前に、除却工事施工者（解体工事請負業者又は自主施工者）が、建築主事へ提出してください。

3, 建築物の建替え等で上記1及び2の行為が同時期に行われる場合。

→「[建築工事届（第40号様式）](#)（除却（解体）工事の事項は第4面に記載します）」を建築確認申請書に添付して、建築主事又は民間確認検査機関へ提出してください。

（※ 都市計画区域外で建築確認申請が不要な場合・・・当該工事を行う前に、建築主事へ提出してください。）

【提出部数】 1部

【提出先・問い合わせ先】

地 域	受 付 窓 口
天理市・山添村・大和郡山市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町	郡山土木事務所 建築課 建築係 TEL 0743-51-0209
大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・上牧町・広陵町・王寺町・河合町・五條市・野迫川村・十津川村	高田土木事務所 建築課 建築係 TEL 0745-52-6144
桜井市・川西町・三宅町・田原本町・高取町・明日香村・宇陀市・曾爾村・御杖村・東吉野村	桜井土木事務所 建築課 建築係 TEL 0744-42-9191
吉野町・川上村・下市町・大淀町・黒滝村・天川村・上北山村・下北山村	吉野土木事務所 庶務課 建築係 TEL 0746-32-4051
奈良市	奈良市役所 建築指導課 TEL 0742-34-4750
橿原市	橿原市役所 建築指導課 TEL 0744-47-3517
生駒市	生駒市役所 建築課 TEL 0743-74-1111

* 様式は、奈良県公式ホームページ内にある〔建築課〕〔建築行政〕〔建築工事届及び建築物除却届について〕のページ(<http://www.pref.nara.jp/36012.htm>)からダウンロードできます。

* 本届出をせず、または虚偽の届出をした場合の罰則規定があります。

* その他、本届出以外に、「建設リサイクル法」へも留意する必要があります。